

川崎市心身障害者福祉事業基金（ふれあい基金）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、心身障害者の自立と社会参加をめざし、在宅心身障害者援護施策の安定した財源確保のため市民と行政の共同事業として基金を積立て、在宅障害者の援護充実を図ることを目的とする。

（基金の内容）

第2条 この基金は、市民をはじめ企業及び団体と川崎市が資金を積立て、基金を運用することによって生じる果実を、市内の社会福祉法人又は団体等が実施する各種の在宅心身障害者援護事業に対し助成を行う。

（基金への寄付）

第3条 この基金に対し寄付を行う者・企業または団体は、川崎市心身障害者福祉事業基金寄付申込書（別紙様式第1号）で、市長あて申し込むものとする。

（基金の受入）

第4条 この基金のために提供された積立金は、収納済通知書をもってあらかじめ指定された金融機関に預け入れることとする。

（基金の助成対象事業）

第5条 この要綱による助成の対象となる事業は次のとおりとする。

- （1）心身障害者の地域活動に助成を行う等在宅障害者の福祉の向上を図る事業
- （2）家庭、学校、職場及び地域社会等広く市民一般の協力の下に記念行事を開催し心身障害者福祉に関する普及啓発を進める事業
- （3）障害者の国外及び国内派遣等を図り、国内外の障害者との連携と親睦を深める事業
- （4）施設等の臨時的経費（備品等）の助成
- （5）施設等の製品の共同受注事業
- （6）施設等で製作された作品の展示及び販売の機会を設定する事業
- （7）その他、市民の善意が生かされる事業であって運営委員会で適当と認められた事業

（助成金の申請）

第6条 この基金の助成を受けようとする者は、次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1）川崎市心身障害者福祉事業基金助成申請書（別紙様式第2号）
- （2）その他市長が必要と認める書類

(助成金の審査及び決定)

第7条 この基金へ助成申請された事業については、運営委員会の協議を経て川崎市が配分を決定し、助成金交付通知書（別紙様式第3号）により通知する。

(助成金の交付)

第8条 この助成金は、交付決定後すみやかに交付する。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後すみやかに、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書（別紙様式第4号）

(2) 領収書

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成決定の取消等)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号の1に該当する場合は、運営委員会の協議を経た上で、助成金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により助成金の交付を受けたとき。

(2) 事業の未着手、休止または廃止のとき。

(3) その他この要綱またはこれに基づく指示に違反したとき。

(事業内容の審査)

第11条 市長は、必要に応じこの助成金の交付を受けた団体に対し関係書類の提出を求め、事業内容を審査することができる。

(関係書類の整備)

第12条 この助成金の交付を受けた者は、当該経費の経理を明らかにした書類を整備し、これを5年間保存しなければならない。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。